

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】



三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険 LG・AG シリーズ
「Sweet & Sweet Two プレミアム(スイート&スイート トゥー プレミアム)」を
10月22日より株式会社親和銀行を通じて販売を開始

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:栗岡 威)は、変額個人年金保険 LG・AG シリーズの変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約 / 年金総額保証型特別勘定年金特約> 「Sweet & Sweet Two プレミアム(スイート&スイート トゥー プレミアム)」を、株式会社親和銀行を通じて、2007年10月22日より販売を開始いたします。

「Sweet & Sweet Two プレミアム」の主な特徴

～ 変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約 / 年金総額保証型特別勘定年金特約> ～

早期受取終身年金プラン(LG型)

(1) 「すぐに」受取れる

契約日より最短1年後から年金を受取れます。

(2) 「ずっと」(一生涯)受取れる

被保険者が生存中、一生涯にわたって年金を受取ることができます。

(3) 運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップ

年金受取期間中も特別勘定での運用を継続。運用成果に応じて1年ごとに受取年金額がステップアップする可能性があります。また5年ごとのステップアップを選択することもできます。

(4) 受取総額100%保証

積立期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。また、年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、既払年金累計額と死亡一時金を合算した金額において、一時払保険料(基本保険金額)の100%が最低保証されます。

年金受取総額保証プラン(型・型・型)

(1) 年金の受取総額は一時払保険料(基本保険金額)を上回る水準で最低保証

年金総額保証型特別勘定年金特約により、所定の条件のもと特約の型に応じて年金受取開始日の基本保険金額の105%(型:積立期間10年)、110%(型:積立期間15年)、115%(型:積立期間20年)の年金受取総額の最低保証があります。

積立期間の年数表示は、各型の最低積立期間

(2) 年金受取開始後も特別勘定での運用を継続

年金受取期間中も積立金は積立期間中と同様に特別勘定での運用を継続しますので、最終回の保証年金受取時に運用実績に応じて積立金の残高を受取れる可能性があります。

【この保険のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は下記を足し合わせた金額となります)

ご契約時

契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。

積立期間中

保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.30%/365を乗じた金額を毎日控除します。(加算年金1年更新特則を付加した場合、年率2.45%/365)

また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.336%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。

スイッチング費用として、1保険年度15回までは無料、16回目以降は1回につき2,500円の手数料が必要となります。

年金総額保証型特別勘定年金および保証金額付特別勘定終身年金の年金受取期間中

年金総額保証型特別勘定年金および保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。

一般勘定で運用する年金へ変更した場合の年金受取期間中

年金管理費として、年金受取日に年金受取額に対して1.0%が責任準備金から控除されます。

解約・一部解約時

契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘以、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意ください事項】

ご契約時に選択いただいたプランは、以後別のプランに変更することはできません。年金受取総額保証プランを選択された場合、型の変更をすることもできません。

早期受取終身年金プランを選択し、かつ「加算年金1年更新特則」を付加した場合、負担いただく保険関係費が上がるため、同一の特別勘定でこの特則を付加せずに運用した場合と比べ運用実績に差が生じます。また、この特則は、ご契約後解約することはできません。

年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の年金受取期間満了を迎えることにより保証されます。年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。

運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

「Sweet & Sweet Two プレミアム」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約/年金総額保証型特別勘定年金特約>に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

本件に関するお問合せ先

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

営業企画・マーケティング部 山本 崇重 TEL:03-3284-8933

企画・総務部 佐藤 稔 TEL:03-3284-9254

「Sweet & Sweet Two プレミアム(スイート&スイート トゥー プレミアム)」商品概要

変額個人年金保険(2005) <保証金額付特別勘定終身年金特約/年金総額保証型特別勘定年金特約>

	早期受取終身年金プラン		年金受取総額保証プラン		
	LG型		型	型	型
契約年齢(被保険者の満年齢)	51~75歳		0~75歳		0~70歳
保険料支払方法	一時払のみ				
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上 5億円以下 (1万円単位)		300万円以上 2億5,000万円以下 (1万円単位)		300万円以上 1億2,500万円以下 (1万円単位)
積立期間	1年以上		10~14年	15~19年	20年以上
選択できる特別勘定	バランスA(25) バランスB(37.5) バランスC(50)		バランスA(25)	バランスA(25) バランスB(37.5) バランスC(50)	バランスA(25) バランスB(37.5) バランスC(50)
特別勘定の資産比率	バランスA(25)(国内株式15%、外国株式10%、国内債券40%、外国債券35%) バランスB(37.5)(国内株式20%、外国株式17.5%、国内債券30%、外国債券32.5%) バランスC(50)(国内株式25%、外国株式25%、国内債券25%、外国債券25%)				
スイッチング (積立金の移転)	取扱いします		取扱いしません		取扱いします
	1保険年度15回までは無料。16回目以降は1回につき2,500円の手数料が必要となります。				
年金種類	保証金額付特別勘定 終身年金		年金総額保証型特別勘定年金		
年金受取期間	終身		10年		5年
年金受取総額保証			105%(*1)	110%(*1)	115%(*1)
年金額			10.5%(*1)	11.0%(*1)	23.0%(*1)
契約日(増額日)から年金受取(開始)日までの期間	4年未満	3.0%(*2)		(*1)年金受取開始日の基本保険金額に対する率 (*2)年金受取日の基本保険金額に対する率	
	4年以上7年未満	3.5%(*2)			
	7年以上	4.0%(*2)			
年金種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金への変更が可能				
			年金種類	年金受取期間(保証期間)	
			確定年金	5年、10年、15年、20年	
			年金総額保証付終身年金	終身	
			保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	
			保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)	
	年金受取総額保証プラン(型、型、型)の場合、年金受取総額保証はなくなります。				
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%			
	保険関係費 ¹	積立金額に対して年率2.30%(加算年金1年更新特則を付加した場合、積立金額に対して年率2.45%)			
	資産運用関係費* ¹	特別勘定の資産残高に対して年率0.336%程度(消費税込)			
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取金額に対して1.0%			
解約控除率	4~1%(10年未満)				
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象				

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

* 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。